

# Gearing up for Growth

さらなる成長へ、お客さまとともに

## 年次報告書 2012

平成23年4月1日～平成24年3月31日



**-ご挨拶-**

平素より新生信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
新生信託銀行は、お客さま、株主、従業員などすべてのステークホルダーのために、すべての行動において、妥協を許さない誠実さと高い水準の透明性を追求し、長期的・安定的な収益の成長を通じて企業価値を高めてまいります。  
このたび、2012年3月期の決算概況および事業内容を報告させていただくため、本ディスクロージャー誌を作成致しました。本誌を通じ、新生信託銀行について一層のご理解をいただければ幸いです。

平成24年7月  
代表取締役社長 後藤 武彦

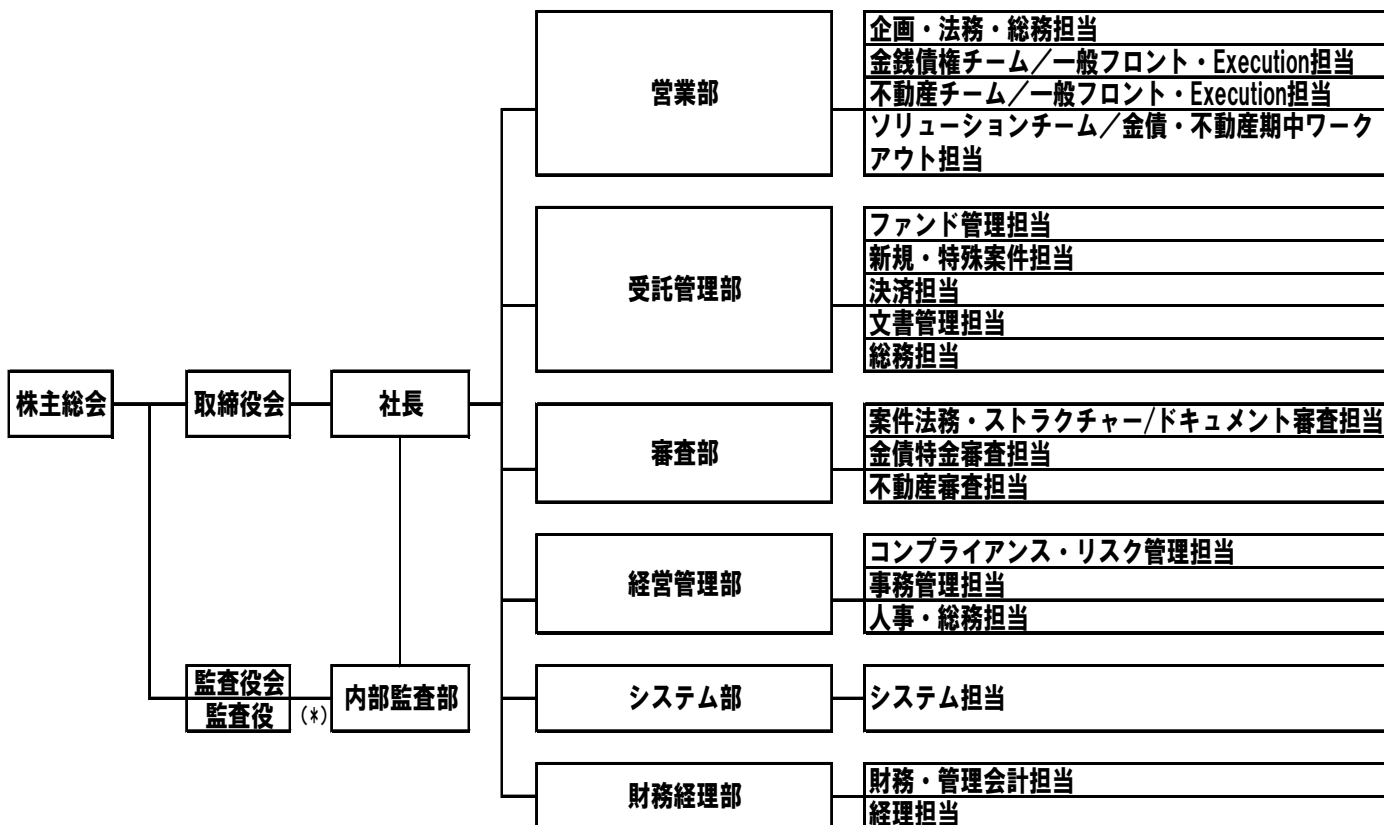
## 新生信託銀行の概要

名称	新生信託銀行株式会社
英文名称	Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.
設立	1996（平成8）年11月27日
所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
営業所	本店のみ
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株主	株式会社新生銀行（100%）
株主資本	6,981百万円
信託財産残高	2.4兆円

### 目次

組織の状況	2
当社の業務内容	3
コンプライアンスとリスク管理体制	6
業績の概要	8
財務諸表	11
信託業務の状況	20
営業の状況	21
資産の状況	23
自己資本比率の状況	24
バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく開示	25
開示項目索引	32

## 組織表 (2012年7月1日現在 2012年4月1日より現組織)



(\*) 内部監査部は、監査役会及び監査役の指揮命令には服するものではないが、監査役会及び監査役に対して報告義務を負う。

## 役員 の 状 況 (2012年7月1日現在)

役職名	氏名
代表取締役社長	後藤 武彦
取締役	水田 亮介
取締役	大木 良 受託管理部長
取締役	樋口 悟 経営管理部長兼財務経理部長
取締役(社外取締役)	工藤 英之 株式会社新生銀行 常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長
取締役(社外取締役)	小坂橋 祥弘 株式会社新生銀行 業務統轄部長兼金融市場業務管理部長
常勤監査役	香西 直享
監査役(社外監査役)	大町 政貴 新生証券株式会社 常勤監査役
監査役(社外監査役)	保田 真紀子

(注) 取締役の工藤英之及び小坂橋祥弘の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
監査役の大町政貴及び保田真紀子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

## 従業員の状態（2012年3月31日現在）

従業員数	うち男性	うち女性	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
60人	28人	32人	38歳9ヶ月	6年1ヶ月	568千円

（注）平均給与月額は3月の時間外手当を含む税込み平均給与月額であり、賞与は含まれていません。

## 当社の業務内容

### 【主要な信託業務】

当社は、主として次の信託業務を取り扱っております。

#### 金銭の信託

金銭の信託は、受託者である当社が金銭を受け入れ、株式や債券などの有価証券、各種ローンやデリバティブなどの金銭債権等に運用するものです。信託終了時に受益者に交付する財産が金銭である「金銭信託」と、金銭のみならず信託財産のまま交付することもできる「金銭信託以外の金銭の信託」があります。

当社では金銭の信託のうち、委託者により信託財産の運用方法を具体的に指定される「特定金銭信託」および「特定金外信託」を中心にお取り扱いしています。委託者により特定していただいた有価証券、金銭債権等の購入・管理・取り立て等を当社から必要に応じて信頼できる委託先に委託することにて行い、実績の報告をさせていただきます。

#### 金銭債権の信託

お取引先の保有する金銭債権を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は、金銭債権の債権者となって信頼できる委託先に委託することにより取り立てを行い、取立金を受益者に交付します。金銭債権には、貸付債権を信託する貸付債権信託や、リース・クレジット債権、またお取引先の保有する売掛・手形債権等の信託があります。

#### 不動産の信託（土地及びその定着物の信託）

主にノンリコースローン等の担保不動産（土地及びその定着物）を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は信頼できる委託先に委託することにより不動産の管理等を行い、受益者に事業収益を交付します。当社では、借地、共有、区分所有などの権利関係の複雑な不動産、開発型、ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットについても積極的に手がけております。信託業務外で、受益者であるSPCの資金管理業務や、不動産信託受益権の媒介業務も行っております。

#### 包括信託（種類を異にする二以上の財産の信託）

委託者となるお取引先の保有する金銭債権や有価証券に金銭を加えるなど、お取引先のニーズに応じ、種類の異なる2つ以上の財産を1つの信託行為で引き受ける信託です。

## 【当社の業務の特色】

当社は、現在、ストラクチャード・ファイナンス市場、不動産流動化市場において、信託の受託者・キャッシュマネージャーとしてのサービス・ソリューションを提供しています。

1996年に設立されて以来、当社は、証券化、流動化における信託機能の提供に特化したサービス・ソリューションを行ってきました。

日本における証券化の初期段階である1990年代後半から、以下のように先進的な証券化ディールに取り組んできました。

### 1990年代後半における新生信託銀行の受託実績

- 銀行ローン、売掛債権、手形債権、診療報酬債権の証券化
- 大手外資系証券会社のアレンジによる1,000億円超の大型リース案件の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
- 入居保証金返還請求権の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
- デットアサンプションによる社債のオフバランス取引
- 株式の信託と信託勘定における売却オプションの購入による株式担保資金調達スキーム
- 株式の信託と貸株による運用

2000年代に入ると、証券化取引の多様化とそれに伴う信託取引に対するニーズの拡大に応じて、従来取り扱ってきた取引に加えて、新たな証券化ディールに取り組むとともに、2003年より主にノンリコースローンの担保不動産を対象とした不動産信託業務を開始し、2009年より、不動産信託受益権を対象とした仲介業務を開始しました。

また、2010年よりシンジケーションローン等の担保を管理するセキュリティトラスト業務の受託態勢を整え、2012年より太陽光発電における設備や借地などを信託する再生可能エネルギー導入促進業務の受託態勢を整えるなど、新たな種類の信託にも積極的に取り組んでおります。

### 2000年代における新生信託銀行の受託実績

- 1兆円超の超大型銀行ローンCLOプログラム
- 住宅ローン事業から撤退する金融機関からの業務買取型住宅ローンの証券化
- 1,000億円超の本邦初のマルチ・アセット型住宅ローン証券化案件
- ショッピング債権とカードローン債権を一体化した1,000億円超のカード債権証券化マスタートラストプログラム
- セラー受益権を使ったリボルビング契約に基づく貸金業債権の証券化プログラムおよびマスタートラストプログラム
- 大量手形のリボルビングによる資金調達プログラム
- 400億円超の大型オフィスビルやメガバンク本店ビルを背景としたCMBS案件
- 信託を使った海外プロジェクト、国内事業、または国内不動産などの資産買収プロジェクトへの匿名組合出資プログラム
- 信託を使った海外不動産LLP・LPへの投資プログラム
- 信託を使った海外投資家の国内不動産、TMK社債等への投資プログラム



- 邦銀初のNPL 証券化プログラムにおけるキャッシュマネージャー
- M&Aにおける買収先企業の主要資産（不動産、債権等）の信託プログラム
- 信託勘定によるCDS契約締結により受益権によるCDS投資を実現したクレジットリンク信託
- 多数のノンリコースローン、特定目的社債、匿名組合出資を背景とした3,000億円超の複数の不動産ポートフォリオを裏づけとする一連のコンデュイト型CMBS案件、数千億円規模の不動産を背景とするものをはじめとするメガバンク、外資のCMBS案件
- ローンによる投資を希望する投資家が、社債、受益権に投資するための信託勘定借入プログラム
- 不動産信託における信託勘定借入プログラム
- ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットの不動産信託、CMBS
- 信託を使った各種メーカーの研究開発事業への投資プログラム
- 不動産リファイナンス時において、新規匿名組合出資持分、旧匿名組合出資持分を信託して、新規匿名組合出資持分に優先的に配当する匿名組合出資持分信託
- 信託勘定において、TMK 社債や、ローンなどの原資産を保有し、投資家が信託勘定とトータルリターンスワップやローンパーティシペーション契約を行うことで、原資産のポジションをとるプログラム
- 数十年の自治体の事業における将来債権の信託プログラム（日本版レベニュー債）
- 改正貸金業法に対応し、和解債権にも対応したメガバンク系信販会社のカードローン信託
- ノンバンクの個人顧客宛住宅ローン、カードローンを信託勘定から実行することで、ノンバンクのオリジネーション力を生かして銀行など投資家の資産を積み上げるウェアハウジングプログラム。
- 信託勘定で有価証券レポ取引（General Collateral trade）により資金調達を行うプログラム

## 流動化信託市場における当社の特色

- ① 少数精鋭のコンパクトな組織による高品質のサービス
- ② 適切なリスク判定に基づく受託
- ③ 外資系アレンジャー、英語ネイティブ投資家の案件をはじめとする英語対応力
- ④ 複雑な案件受託に耐えるシステム対応力

# コンプライアンスとリスク管理体制

## 法令等遵守の体制

コンプライアンスは当社の重要な課題であるとの認識から、当社ではコンプライアンス体制の強化および高度化の一環として企業倫理憲章、新生信託銀行行動規範を制定しており、両規程およびコンプライアンス関連諸規程の実践を通じて、コンプライアンスの徹底を目指しております。当社の全ての役職員は日々の業務遂行に当たって、以下のコンプライアンスに係る行動基準を遵守しなければなりません。

- (1)コンプライアンスの観点からの問題点の発見、問題の未然防止
- (2)コンプライアンス案件発生時の迅速かつ公正な報告、相談
- (3)コンプライアンス優先の原則

当社ではコンプライアンス活動の適切な運営のために、次の通りコンプライアンス体制を組み、権限と責任を定めております。

- ① 当社内で発生するコンプライアンス関連事項について、具体的な議論や決議を行い、取締役会での議論をより効率的に行うためのコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は社内取締役、常勤監査役、各部長、新生銀行関連部署の部長をメンバーとし、経営管理部長が議長を務めるもので、毎月開催されます。
- ② 社内各部の部長をコンプライアンス管理者と位置づけ、所属社員に対するコンプライアンス指導や各部のコンプライアンス案件判断および各部コンプライアンス状況のモニタリングや活動報告書の作成・報告等の役割を担っています。また、コンプライアンス管理者を補佐するコンプライアンス管理補助者を設置しております。
- ③ コンプライアンス統轄責任者として経営管理部長を位置づけ、コンプライアンス状況のモニタリング、またその結果を反映させたコンプライアンス企画推進、コンプライアンス管理者の統轄を行っております。
- ④ 内部監査部を各部のコンプライアンス状況及びコンプライアンス態勢の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。
- ⑤ コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス管理者の対応・判断に疑問がある場合や、何らかの理由により直属の部長に相談することができない場合は、通報者が経営管理部、監査役または外部弁護士に直接相談し、判断を求めることができる措置を講じております。

当社では、コンプライアンス活動は継続的なものであることと認識し、3年間の中期コンプライアンスプログラムを策定し、年度毎にこれを肉付けして、コンプライアンス活動を実施しております。また、コンプライアンスプログラムの概要をとりまとめて社内周知をすることで、各部の業務運営への活用を促しています。

コンプライアンスプログラムでは、毎年、法改正を反映させた社内規程・コンプライアンスマニュアルの改訂や整備等を行うこととし、役職員向けの社内外の研修を通して、コンプライアンスマインドの醸成を図っております。特に、E-learning形式による研修については、全役職員(派遣社員を含む)を原則受講対象者として、関連法令等の習熟に努めています。受講後は確認テストの結果を分析し、正答率の低い問題についてのフォローアップ等を行い、PDCAサイクルを実践しています。



## リスク管理

当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識およびリスクマネジメントの基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めております。

当社は、「リスク管理ポリシー」において、当社が管理するリスクを、(1)市場リスク(2)信用リスク(3)流動性リスク(4)オペレーショナル・リスク(5)レピュテーショナル・リスクと分類・定義しております。中でも当社は資産の流動化を主とするビジネスモデルを展開しているため、オペレーショナル・リスクを管理すべき最大のリスクと認識しております。当社は、そのリスク特性に対応すべく、「オペレーショナル・リスク管理規程」を別途定めて、リスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築しており、オペレーショナル・リスクを事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、定性面、定量面双方から管理しています。

具体的には、これらのリスクの把握、評価、報告、対応策策定という一連の管理プロセスを、適切かつ効果的に実現するため、当社はリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、IT委員会からリスク管理に関する事項につき報告を受け、事件・事務事故を含む各種事故・苦情等の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングを行う体制をとっております。

更に、これらの継続的モニタリングの結果を、業務の改善に確実に結びつけるため、当社は、今年度より、新たに「経営管理部」を設け、リスク管理機能の強化に努めております。

## 指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

### 【銀行業務及び登録金融機関業務に関する苦情・紛争】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

### 【信託業務及び登録金融機関業務（信託受益権売買等業務）に関する苦情・紛争】

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817335（フリーダイヤル） または 03-3241-7335（携帯電話・PHS）

## 業績の概要

### 主要な経営指標の推移

(単位:百万円、ただし1株当たりの金額を除く)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
経常収益	3,352	3,002	2,737	2,389	2,089
業務純益	1,244	1,347	1,225	1,058	941
経常利益	1,166	1,344	1,227	1,059	941
当期純利益	576	770	799	628	547
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	100千株	100千株	100千株	100千株	100千株
純資産額	7,485	8,256	7,055	7,683	6,981
総資産額	15,920	24,652	15,154	15,697	15,329
預金残高	-	-	-	-	-
貸出金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	35	35	35	35	35
単体自己資本比率(国内基準)	68.92%	73.21%	80.56%	93.31%	92.74%
1株当たり純資産額	74,855.62円	82,562.16円	70,553.09円	76,834.05円	69,810.95円
1株当たり配当額	-	-	20,000円	-	12,500円
配当性向	-	-	250.27%	-	228.23%
1株当たり当期純利益	5,769.67円	7,706.51円	7,991.25円	6,281.12円	5,476.85円
経常収支率	65.19%	55.21%	55.15%	55.66%	54.95%
従業員数	99人	72人	68人	66人	60人
信託報酬	2,803	2,687	2,430	2,124	1,965
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	27,553
信託勘定有価証券残高	188,045	175,520	151,792	126,077	105,512
信託財産額	2,995,287	4,079,193	3,326,369	2,494,987	2,498,375

(注) 経常収支率=経常費用/経常収益×100

## 平成 24 年 3 月期の概要

### 金融経済環境

当事業年度は、欧州の金融不安を背景に円高、株価の低迷といった厳しい経済環境が続きました。10月には円ドルレートが一時 75 円台の戦後最高値を更新して、一日当たりの額としては過去最大となる日銀による為替介入も行われるに至りました。しかしながら年明けにはこの流れが一変し、1月に発表された貿易統計（速報ベース）で日本の 2011 年の貿易収支が 31 年ぶりの赤字に転落したことや、2月に日銀が追加金融緩和策を発表したことを受け、一転して円安が進行しました。2012 年 3 月末の為替レートは円ドルレートで約 82 円、円ユーロレートで約 110 円となり、円高に一服感が出てきています。

こうした流れを受けて、国内株式市場も円安による輸出企業の業績回復期待を背景に 2 月以降上昇基調が続き、今年度始値 9,757 円でスタートした日経平均株価は、2012 年 3 月末時点の終値で 10,083 円となりました。企業収益を圧迫してきた歴史的な円高が一服し、市場では今後の株価上昇の期待が高まっています。これに加えて、東日本大震災からの復興事業も内需を支え、日本経済は緩やかに回復し始めてきているものと見込まれます。

### 事業の経過及び成果

当事業年度においては、証券化市場が引き続き低調に推移する一方、信託銀行間の受託競争も一段と熾烈さを増し、新規受託案件の減少と価格競争による収益の低下が避けられず、事業環境としては極めて厳しい状況が続きました。その中であって当社は、地方自治体出資の外郭団体の長期将来債権を信託することで資金調達に寄与するレベニュー信託や、CMBS のリファイナンスに対応する信託案件、さらには外資系ファンドをスポンサーとする REIT のトータルリターンスワップ信託を使った資金調達スキームの信託等を積極的に受託し、当社の有するスキルやノウハウを活かした案件対応力を発揮することにより、お客様に対して専門性の高い良質なサービスを提供することができました。また、大型案件としては、海外の自動車メーカーの金融サービス部門が 100% 出資する本邦ファイナンス会社より、残価設定型を含むオートローン債権を受託したことが特筆できます。今後も引き続き専門性の高いカスタムメイドの信託業務を提供することで、新規・既存のお客様との取引を強化して行くことを考えております。加えて、再生可能エネルギーの発電事業における信託を使った資金調達スキームや、震災の復興の手助けとなる証券化スキームへの参加も積極的に行いたいと考えております。

## 経営成績

当事業年度の経営成績は、証券化市場が停滞している中、新規案件の獲得に注力し経費の削減にも努力しましたが、当期純利益は前年度比 80 百万円の減益になりました。

収益については既往案件の受託残高減少と新規受託案件にかかる手数料水準の低下により、経常収益は 2,089 百万円（前年度比 300 百万円減少）となりました。このうち信託報酬は 1,965 百万円（前年度比 158 百万円減少）、役務取引等収益は 113 百万円（前年度比 135 百万円減少）となっております。一方、経常費用は引き続き抑制に努めたこともあり、1,148 百万円（前年度比 181 百万円減少）となりました。このうち営業経費は、物件費の抑制に伴い、1,096 百万円（前年度比 103 百万円減少）となっております。この結果、経常利益は 941 百万円（前年度比 118 百万円減少）となり、これに法人税等を加減した当期純利益は 547 百万円（前年度比 80 百万円減少）となりました。

## 財政状態

総資産の状況については、総資産は前年度末比 3 億円減少し、当事業年度末残高は 153 億円となりました。資産は、現金預け金が 147 億円（前年度末比 2 億円減少）、負債は、信託勘定借が 75 億円（前年度末比 1 億円増加）となっております。純資産は 69 億円（前年度末比 7 億円減少）で、このうち株主資本は 69 億円（前年度末比 7 億円減少）となりました。キャッシュ・フローについては、営業活動によるものが 12 億円の収入、財務活動によるものが 12 億円の支出となり、この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前期末とほぼ変わらず、98 億円となりました。また、銀行法に基づく単体自己資本比率（国内基準）は、92.74%（Tier1 比率も同じく 92.74%）となっており、自己資本の状況につきましても問題なしとしております。なお、前期繰越利益、収益実績を勘案し、第 2 四半期に 12.5 億円の配当を実施いたしました。

## 信託業務の状況

信託業務の状況については、信託財産残高は前年度末比 33 億円増加し、2 兆 4,983 億円となりました。信託業務別に見ますと、包括信託が 1 兆 5,891 億円（前年度末比 543 億円増加）、金銭債権の信託が 2,042 億円（前年度末比 530 億円増加）、特定金銭信託が 122 億円（前年度末比 2 億円増加）、金銭信託以外の金銭の信託（特定金外信託）が 4,441 億円（前年度末比 920 億円減少）、土地及びその定着物の信託（不動産信託）が 2,485 億円（前年度末比 122 億円の減少）となっております。

## 財務諸表

以下の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の定めにより、有限責任監査法人トーマツの監査を受けた計算書類に基づいて作成しています。

### 貸借対照表

(単位:百万円)

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
(資産の部)		
現金預け金	15,014	14,761
預け金	15,014	14,761
有価証券	35	35
国債	35	35
その他資産	422	388
前払費用	13	12
未収収益	135	130
未収入金	163	141
その他の資産	110	103
有形固定資産	104	96
建物	88	85
その他の有形固定資産	15	11
無形固定資産	0	-
ソフトウェア	0	-
繰延税金資産	120	47
<b>資産の部合計</b>	<b>15,697</b>	<b>15,329</b>
(負債の部)		
信託勘定借	7,386	7,526
その他負債	515	712
未払法人税等	38	53
未払金	254	224
未払費用	17	17
前受収益	38	40
預り金	95	293
資産除去債務	60	61
その他の負債	9	21
賞与引当金	92	90
役員賞与引当金	19	19
<b>負債の部合計</b>	<b>8,014</b>	<b>8,348</b>
(純資産の部)		
資本金	5,000	5,000
利益剰余金	2,683	1,981
利益準備金	1,180	1,430
その他利益剰余金	1,503	551
繰越利益剰余金	1,503	551
株主資本合計	7,683	6,981
<del>その他有価証券評価差額金</del>	<del>△ 0</del>	<del>0</del>
<del>評価・換算差額等合計</del>	<del>△ 0</del>	<del>0</del>
<b>純資産の部合計</b>	<b>7,683</b>	<b>6,981</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>15,697</b>	<b>15,329</b>

## 損益計算書

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
<b>経常収益</b>	<b>2,389</b>	<b>2,089</b>
信託報酬	2,124	1,965
資金運用収益	15	9
有価証券利息配当金	0	0
預け金利息	15	9
役務取引等収益	248	113
その他の役務収益	248	113
その他経常収益	0	0
その他の経常収益	0	0
<b>経常費用</b>	<b>1,329</b>	<b>1,148</b>
資金調達費用	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	129	51
支払為替手数料	1	1
その他の役務費用	128	49
営業経費	1,199	1,096
その他経常費用	0	0
その他の経常費用	0	0
<b>経常利益</b>	<b>1,059</b>	<b>941</b>
<b>特別利益</b>	<b>45</b>	<b>-</b>
預り金清算益	45	-
<b>特別損失</b>	<b>3</b>	<b>-</b>
固定資産処分損	3	-
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,101</b>	<b>941</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>363</b>	<b>320</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>109</b>	<b>73</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>473</b>	<b>393</b>
<b>当期純利益</b>	<b>628</b>	<b>547</b>



## 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	5,000	5,000
当期末残高	5,000	5,000
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金		
当期首残高	1,180	1,180
当期変動額		
剰余金の配当	-	250
当期変動額合計	-	250
当期末残高	1,180	1,430
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金		
当期首残高	875	1,503
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,500
当期純利益	628	547
当期変動額合計	628	△ 952
当期末残高	1,503	551
利益剰余金合計		
当期首残高	2,055	2,683
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,250
当期純利益	628	547
当期変動額合計	628	△ 702
当期末残高	2,683	1,981
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	7,055	7,683
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,250
当期純利益	628	547
当期変動額合計	628	△ 702
当期末残高	7,683	6,981
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	0	△ 0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	0
当期変動額合計	△ 0	0
当期末残高	△ 0	0
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	0	△ 0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	0
当期変動額合計	△ 0	0
当期末残高	△ 0	0
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	7,055	7,683
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,250
当期純利益	628	547
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 0	0
当期変動額合計	628	△ 702
当期末残高	7,683	6,981

## キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,101	941
減価償却費	8	11
賞与引当金の増減額(△は減少)	23	△ 2
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 22	0
固定資産処分損失引当金の増減額(△は減少)	△ 25	-
資金運用収益	△ 15	△ 9
資金調達費用	0	0
有価証券関係損益(△)	0	0
固定資産処分損益(△は益)	3	-
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	600	245
信託勘定借の純増減(△)	527	139
資金運用による収入	18	10
資金調達による支出	△ 0	△ 0
その他	△ 485	246
小計	1,734	1,582
法人税等の支払額	△ 538	△ 335
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,196</b>	<b>1,247</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△ 35	△ 35
有価証券の償還による収入	35	35
有形固定資産の取得による支出	△ 44	△ 3
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 45</b>	<b>△ 4</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	-	△ 1,250
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>-</b>	<b>△ 1,250</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,151	△ 6
現金及び現金同等物の期首残高	8,716	9,868
現金及び現金同等物の期末残高	9,868	9,861

## 重要な会計方針（平成24年3月期）

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年から38年
その他の有形固定資産	3年から20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てます。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てます。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てます。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、その査定結果により上記の引当を行うこととしておりますが、当事業年度の計上額はありません。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 5. 連結納税制度の適用

当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

### 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものです。

## 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項 (平成 24 年 3 月期)

### 貸借対照表関係

- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条により準用される信託業法第 11 条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第 25 条の営業保証金供託義務に基づき、有価証券 35 百万円を供託しております。  
また、その他の資産のうち保証金は 0 百万円及び敷金は 102 百万円であります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 24 百万円
- 関係会社に対する金銭債権総額 13,672 百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 219 百万円
- 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、250 百万円であります。

### 損益計算書関係

- 関係会社との取引による収益
 

資金運用取引に係る収益総額	9 百万円
信託報酬及び役員取引等に係る収益総額	573 百万円

 関係会社との取引による費用
 

役員取引等に係る費用総額	2 百万円
その他の取引に係る費用総額	112 百万円
- 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。
  - 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 2)	科目	期末残高(注 2)
親会社	(株)新生銀行	被所有 直接 100%	信託業務 取引の 受託	信託報酬 及び手数料(注 1)	573	未収入金 未収収益 前受収益	124 17 30

- (注) 1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。  
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 兄弟会社等  
重要なものはありません。
  - 役員及びその近親者  
該当事項はありません。

### 株主資本等変動計算書関係

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	—	—	100	—
合計	100	—	—	100	—

## 2. 配当に関する事項

### 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 9月27日 臨時株主総会	普通株式	1,250百万円	12,500円	定めず	平成23年 9月28日

## キャッシュ・フロー計算書関係

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	14,761
定期預け金	△4,900
現金及び現金同等物	9,861

## 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資産の流動化に関する信託及び特定金外信託を主たる業務としております。資金運用については、当社の流動性リスク管理基準、市場リスク及び信用リスク管理基準に基づき、信用リスクが低く、流動性の高い運用に徹するものとし、短期的な預け金運用を中心に行っております。有価証券は主として国債ですが、半期毎にガイドラインを策定し、取締役会の承認を得た範囲内で投資を行うものとしております。資金調達については、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などは行っていないため外部負債を必要とせず、行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預け金であり、預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券は債券のみで、その他有価証券に分類し保有しております。これらは発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は主として信託勘定借であります。これは信託勘定における信託財産のうち、債権回収から信託決算配当までの待機資金や未運用元本等が銀行勘定の預け金口座に滞留するものです。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンを獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、年度毎にクレジットラインを設定し、特定先への過度の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。有価証券は主として国債を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当社の市場リスク及び信用リスク管理基準に沿って、格付けの高い発行体の債券を運用の対象とするほか、市場価格等に基づく時価を把握し管理しております。

##### ②市場リスクの管理

当社は、信用リスクと同様に市場リスクについても、当該リスク・テイクによるリターンを獲得をビジネスの目的としておらず、保守的な運用に徹する方針を採っております。有価証券については、半期毎に策定するガイドラインで残存期間の上限及び修正デュレーションの上限を定めて金利変動に対する価格変動性を抑えております。また、定期的にストレステストを行い金利ショックに対する損益を計測し、時価、未実現損益とともにリスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、毎月実績を経営委員会及びリスク管理委員会に報告するほか、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社新生銀行からの当座貸越枠を確保しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 預け金	14,761	14,761	—
(2) 有価証券 国債	35	35	—
(3) その他資産 未収入金	141	141	—
資産計	14,938	14,938	—
(1) 信託勘定借	7,526	7,526	—
(2) その他負債 未払金	224	224	—
預り金	293	293	—
負債計	8,044	8,044	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

##### (2) 有価証券

債券については、公表されている市場価格等に基づく時価によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### (3) その他資産

その他資産のうち未収入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

#### 負債

##### (1) 信託勘定借

信託勘定借については、当事業年度末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

##### (2) その他負債

その他負債のうち未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。預り金については、当事業年度末に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

## 有価証券関係

その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	債券	35	35	0
	国債	35	35	0
	合計	35	35	0



## 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	34 百万円
資産除去債務	22
前受収益	14
未払事業税	12
その他	<u>7</u>
繰延税金資産小計	90
評価性引当額	<u>△22</u>
繰延税金資産合計	68
繰延税金負債	
有形固定資産	20
その他有価証券評価差額金	<u>0</u>
繰延税金負債合計	20
繰延税金資産の純額	<u>47</u> 百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 40.69%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 38.01%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 2 百万円減少し、法人税等調整額は 2 百万円増加しております。

## 1 株当たり情報

1 株当たりの純資産額	69,810 円 95 銭
1 株当たりの当期純利益金額	5,476 円 85 銭

## 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 12 期事業年度に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。また、内部監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしました。

平成 24 年 7 月 1 日

代表取締役社長

後藤 武彦

## 信託業務の状況

### 信託財産残高表

(単位:百万円)

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
<b>(資産)</b>		
貸出金	-	27,553
有価証券	126,077	105,512
金銭債権	1,732,946	1,790,931
有形固定資産	249,686	238,167
無形固定資産	1,164	1,164
その他債権	263,061	212,131
銀行勘定貸	7,386	7,526
現金預け金	114,664	115,387
<b>合計</b>	<b>2,494,987</b>	<b>2,498,375</b>
<b>(負債)</b>		
特定金銭信託	12,028	12,286
金銭信託以外の金銭の信託	536,161	444,137
金銭債権の信託	151,239	204,276
土地及びその定着物の信託	260,813	248,567
包括信託	1,534,743	1,589,107
<b>合計</b>	<b>2,494,987</b>	<b>2,498,375</b>

(注) 1. 共同信託他社管理財産はありません。

2. 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）については、取扱残高はありません。

### 金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位:百万円)

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
1年未満	-	12,000
1年以上2年未満	12,000	-
2年以上5年未満	-	286
5年以上	28	-
その他	-	-
<b>合計</b>	<b>12,028</b>	<b>12,286</b>

(注) 貸付信託の取扱はありません。

### 金銭信託に係る有価証券の種類別運用残高

(単位:百万円)

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
社債	-	-
その他の証券	12,000	12,000
<b>合計</b>	<b>12,000</b>	<b>12,000</b>

(注) 1. 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

2. 金銭信託に係る貸出金はありません。

## 営業の状況

### 利益の状況

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
業務粗利益	2,258	2,037
経費	1,199	1,096
業務純益	1,058	941
臨時損益	0	△ 0
経常利益	1,059	941
特別損益	42	-
税引前当期純利益	1,101	941
法人税、住民税及び事業税	363	320
法人税等調整額	109	73
当期純利益	628	547

### 業務粗利益

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
資金運用収支	14	9
資金運用収益	15	9
資金調達費用	0	0
役務取引等収支	2,243	2,027
役務取引等収益	2,373	2,079
役務取引等費用	129	51
特定取引収支	-	-
特定取引収益	-	-
特定取引費用	-	-
その他業務収支	-	-
その他業務収益	-	-
その他業務費用	-	-
業務粗利益	2,258	2,037
業務粗利益率	25.95%	23.51%

- (注) 1. 役務取引等収益には信託報酬を含みます。  
 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
 3. 国際業務部門の計数はございません。

### 資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

(単位:百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	8,703	15	0.17%	8,665	9	0.11%
うち有価証券	37	0	0.21%	36	0	0.11%
うち預け金	8,665	15	0.17%	8,629	9	0.11%
資金調達勘定	1,274	0	0.03%	1,127	0	0.02%
資金運用収支・資金粗利鞘		14	0.14%		9	0.09%

(注) 国際業務部門の計数はございません。

### 受取・支払利息の分析

(単位:百万円)

	平成23年3月期			平成24年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 4	△ 16	△ 21	△ 0	△ 5	△ 5
支払利息	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0

- (注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。  
 2. 国際業務部門の計数はございません。

## 役務取引等の状況

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
役務取引等収益	2,373	2,079
うち信託報酬	2,124	1,965
役務取引等費用	129	51
うち為替業務	1	1

## 利益率

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
総資産経常利益率	6.93%	6.12%
自己資本経常利益率	14.37%	12.83%
総資産当期純利益率	4.11%	3.56%
自己資本当期純利益率	8.52%	7.46%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産平均残高 × 100  
 自己資本経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 自己資本勘定平均残高 × 100

※自己資本・・・純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分 (ただし、新株予約権および少数株主持分はございません。)

## 営業経費の内訳

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
給料・手当	531	515
賞与引当金繰入	92	90
役員賞与引当金繰入	14	15
出向者退職金負担額	74	69
福利厚生費	90	83
減価償却費	8	11
土地建物機械賃借料	111	111
営繕費	32	22
消耗品費	10	7
給水光熱費	8	2
旅費	2	2
通信費	4	2
諸会費・寄付金・交際費	6	6
租税公課	21	20
その他	191	133
合計	1,199	1,096

## 資産の状況

### 有価証券残高

有価証券期末残高 (単位:百万円)

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
国債	35	35

有価証券平均残高 (単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
国債	37	36

(注) 1. 地方債、短期社債、社債、株式、外国債券、外国株式、その他の証券は保有していません。  
2. 国際業務部門の計数はございません。

### 有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成23年3月期末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	35	-	-	-	-	35

(単位:百万円)

	平成24年3月期末					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	-	35	-	-	-	35

### 有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの (単位:百万円)

	平成23年3月期末					平成24年3月期末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	35	35	△ 0	-	0	35	35	0	0	-

(注) 貸借対照表計上額は、各会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

## 自己資本比率の状況

### 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

	平成23年3月期末	平成24年3月期末
<b>(自己資本)</b>		
資本金	5,000	5,000
うち非累積的永久優先株	-	-
利益準備金	1,180	1,430
その他利益剰余金	1,503	551
社外流出予定額	-	-
その他有価証券の評価差損	-	-
<b>[基本的項目] 計 (A)</b>	<b>7,683</b>	<b>6,981</b>
[補完的項目] 計 (B)	-	-
[準補完的項目] 計 (C)	-	-
<b>自己資本総額 (A+B+C) (D)</b>	<b>7,683</b>	<b>6,981</b>
(控除項目) 計 (E)	-	-
<b>自己資本額 (D-E) (F)</b>	<b>7,683</b>	<b>6,981</b>
<b>(リスク・アセット等)</b>		
資産(オン・バランス)項目	3,234	3,084
オフ・バランス取引等項目	-	-
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,999	4,442
旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	-	-
<b>合計 (G)</b>	<b>8,233</b>	<b>7,527</b>
<b>単体自己資本比率（国内基準）</b>		
(F) / (G)	<b>93.31%</b>	<b>92.74%</b>
<b>単体基本的項目比率（Tier1比率）(国内基準)</b>		
(A) / (G)	<b>93.31%</b>	<b>92.74%</b>
<b>単体総所要自己資本額（国内基準）</b>		
(G) × 4%	<b>330</b>	<b>302</b>

- (注) 1. 新自己資本比率規制（Basel II）は平成 19 年 3 月末日より適用されました。  
 2. 信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。  
 3. オペレーショナル・リスクの計測手法は粗利益配分手法を採用しております。  
 4. マーケット・リスク規制は導入しておりませんので、マーケット・リスク相当額は計測していません。  
 5. 自己資本比率は「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号）に基づき定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準の適用を受けております。  
 6. 本開示においては単体総所要自己資本額は切上表示としております。



## バーゼルII 第3の柱（市場規律）に基づく開示

### 自己資本の充実の状況

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日金融庁告示第15号）として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、開示いたします。

なお、本章中における「告示第19号」および「自己資本比率告示」は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第19号）を指しております。

#### 【定性的な開示事項】

##### 1. 自己資本調達手段の概要

当社は、新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

##### 2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

##### 3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

###### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

###### ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

###### (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

###### (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

##### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「リスク管理ポリシー」に基づく「市場リスク及び信用リスク管理基準」において、投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践しております。

##### 5. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

###### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

###### (1) オペレーショナル・リスクの定義・分類、基本認識・指針および手続

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性（多様性等）に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めていますが、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

###### (2) オペレーショナル・リスクの管理体制

オペレーショナル・リスクについては、その対象領域が広範であることに加え、その損失額・発生頻度も幅広く、リスク顕在化の背後に複数の要因が関係することも多いことから、このようなリスク特性に対応すべく、各領域に対して専門管理部署を特定するとともに、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握およびリスクの一元管理を実現するものとしております。

###### ● 組織体制およびそれぞれの役割と責任

###### ① 取締役会

取締役会は以下の事項につき承認し、その責任を負います。

・ オペレーショナル・リスク管理規程およびオペレーショナル・リスク管理に関連するポリシーの制定・改廃

・ 業務部門からの独立性が確保されたリスク管理部門およびリスク管理担当役員の設置と見直し等、オペレーショナル・リスク管理体制を有効なものとする組織、事務分掌の決定

## ②リスク管理委員会

当委員会は、リスクの網羅的な把握と一元管理を実現するための機関であり、オペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理部門からの管理状況の報告により、リスクに関する状況を把握し、その評価、分析、および対策について協議し方向性を決定します。

事件・事故・苦情等に関する報告は、その発生から解決に至るまで継続的に行うこととし、継続的なモニタリング体制を維持します。なお、重要な事項については、リスク管理担当役員を通じて、取締役会へ報告します。

## ③リスク管理担当役員

リスク管理担当役員は、営業部門から独立した立場で以下の役割を担い、その責任を負います。なお、当該担当役員は、取締役会を構成する取締役としています。

- ・ オペレーショナル・リスク管理の実務運営を担う専門部署の設置とその要員確保等、オペレーショナル・リスク管理体制の整備、運営、統轄
- ・ 取締役会が決定したオペレーショナル・リスク管理方針の実施のための具体的な施策の決定
- ・ 自店検査の統轄
- ・ 社長および取締役会に対するリスク管理状況の報告

## ④リスク管理部門

経営管理部、審査部、システム部、財務経理部を「リスク管理部門」とし、それぞれ特定された所管リスク領域について、業務部門からの独立性確保の下、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 各リスク領域管理のための基準等の立案
- ・ リスク状況のモニタリングによる事件・事故等の把握と影響度の評価・分析、および各業務部門の防止策の策定支援
- ・ リスク管理担当役員へのリスク状況の報告
- ・ リスク管理に関する各委員会の運営
- ・ リスク管理上必要なインフラ、制度の導入推進
- ・ リスクの計量化およびリスク資本の運営

なお、経営管理部は、リスク統轄部署として、すべてのリスク領域に関する状況を把握し、横断的な管理体制を維持するとともに、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、その改善を推進します。

## ⑤業務部門

営業部門である営業部、およびその後方事務に携わる受託管理部を「業務部門」とし、所管業務に最も精通したリスク管理の第一の砦として、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 所管業務に関するリスク状況の把握・管理・予防
- ・ リスクの認知、事件・事故等発生時のリスク管理部門への速やかな報告
- ・ リスク管理上必要な事項のリスク管理部門への報告
- ・ 要員管理
- ・ 所管業務手続等の整備
- ・ リスク管理部門との連携による業務継続計画の策定

## ⑥内部監査

内部監査部は、業務部門およびリスク管理部門に対する定期的な業務監査を通じ、独立した立場で、オペレーショナル・リスク管理規程およびその他の関連規程に定める管理が効果的に実施されていることを検証します。また、業務監査の結果をもとに各部門にリスク管理向上のために必要な助言を行います。

### ●リスクの管理・削減

オペレーショナル・リスクの管理、削減策としては、リスクの高い業務の展開に関する再検討、内部統制の更なる強化、保険の購入が挙げられます。

各領域のリスク管理部門は、1) 事件・事故に関する分析等を通じた管理指針の整備、2) 各業務部門が策定する規程のチェック、3) リスク管理の観点からの指導・研修に取り組みます。特に、経営管理部は、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、全社的なリスク管理体制の向上に努めます。また、経営管理部および財務経理部は、計測されたオペレーショナル・リスク相当額と信用リスク・アセットの額および自己資本額に基づき、自己資本比率の管理を行います。

各領域のリスク管理部門は、調査・分析に基づき、リスク軽減に資する保険の付保と維持について、経営に対して必要な提言を行うとともに、業務部門が保有する保険の付保状況を定期的に把握し、その効率性等に関する助言を行います。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

粗利益配分手法を使用しております。

## 6.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

### イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ.銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」および関連諸規程に基づき、銀行勘定において金利感応度を管理する必要性のある有価証券について、2%の金利ショックに対する経済的価値の増減額を計測しています。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成および金額については24ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

金融庁告示第19号第37条の算式の 「信用リスク・アセットの額の合計額」	平成23年3月期末			平成24年3月期末		
	資産	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額	資産	信用リスク ・アセット	所要自己 資本額
資産(オン・バランス)項目	15,697	3,234	130	15,329	3,084	124
現金預け金	15,014	2,795		14,761	2,752	
有価証券	35	-		35	-	
その他資産	422	213		388	188	
小計(A)	15,472	3,009	121	15,185	2,940	118
有形固定資産	104	104		96	96	
無形固定資産	0	0		-	-	
繰延税金資産	120	120		47	47	
小計(B)	225	225	10	143	143	6
オフ・バランス取引	-	-		-	-	
派生商品取引・長期決済期間取引・未決済取引	-	-		-	-	
証券化エクスポージャー	-	-		-	-	
合計	15,697	3,234	130	15,329	3,084	124

(注) 本開示においては個々の所要自己資本額は切上表示をし、所要自己資本額の合計は、各所要自己資本額の合計に対し切上表示を行っております。

(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセットの取引相手別内訳	告示で定める リスクウェイト (%)	リスクウェイトの 加重平均値 (%)	平成23年3月期末		平成24年3月期末	
			資産	信用リスク ・アセット	資産	信用リスク ・アセット
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	1,078	-	1,033	-
我が国の地方公共団体向け	0	0	1	-	-	-
金融機関及び証券会社向け	20~100	20	14,228	2,845	14,013	2,802
法人等向け	20~100	100	163	163	138	138
上記以外	100	100	225	225	143	143
合計			15,697	3,234	15,329	3,084

- (注) 1. 延滞エクスポージャー、デフォルトしたエクスポージャーはありません。  
 2. 担保・保証等による信用リスク削減効果が適用されるエクスポージャーはありません。  
 3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーはありません。  
 4. 法人等向けについて100%のリスク・ウェイトを用いる特例を利用しております。

(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの内訳

該当がありません。

(3) 証券化エクスポージャー

該当がありません。

ロ. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当がありません。

ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当がありません。

ニ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額

該当がありません。

ホ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成23年3月期末			平成24年3月期末		
	オペレーショナル・リスク相当額	リスク・アセット額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額	リスク・アセット額	所要自己資本額
粗利益配分手法	399	4,999	200	355	4,442	178
合計	399	4,999	200	355	4,442	178

ヘ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

24 ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

ト. 単体総所要自己資本額

24 ページの「自己資本比率の状況」に記載しております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

信用リスクエクスポージャーは、現金預け金、有価証券、その他資産を対象としております。

(1) 地域別

(単位:百万円)

	平成23年3月期末		平成24年3月期末	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
国内	15,419	2,998	15,100	2,923
国外	52	10	85	17
合計	15,472	3,009	15,185	2,940

(注) 国外に区分した資産は、主に外国銀行国内支店への預け金(円建て)です。

(2) 業種別

(単位:百万円)

	平成23年3月期末		平成24年3月期末	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
金融・保険業	15,265	2,845	15,012	2,802
国・地方公共団体	42	-	35	-
その他	163	163	138	138
合計	15,472	3,009	15,185	2,940

(注) 信託財産から收受する信託報酬等に係る資産(未収収益、未収入金)は、「その他」に含めております。

(3) 残存期間別

(単位:百万円)

	平成23年3月期末		平成24年3月期末	
	資産	信用リスク エクスポージャー	資産	信用リスク エクスポージャー
1年以下	5,500	1,221	5,185	1,147
1年超3年以下	-	-	35	-
3年超5年以下	-	-	-	-
5年超7年以下	-	-	-	-
7年超10年以下	-	-	-	-
10年超	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,971	1,787	9,964	1,793
合計	15,472	3,009	15,185	2,940

(注) 「期間の定めのないもの」は、主に現金預け金です。

ロ. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高  
該当がありません。

ハ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額  
該当がありません。

ニ. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
該当がありません。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号又は第43条第1項第2号及び第5号の規定により資本控除した額  
該当がありません。

ヘ. 内部格付手法が適用されるエクスポージャー及びポートフォリオに関する事項  
該当がありません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項  
該当がありません。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項  
該当がありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項  
該当がありません。

7. マーケット・リスクに関する事項  
該当がありません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項  
該当がありません。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額  
該当がありません。

10. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

2% 金利上昇ショックに対する損益

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期
日本円	△ 0	△ 0
合計	△ 0	△ 0

(注) 本開示における金利リスクに関する損益は切捨表示としております。

## 報酬の状況

銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(「報酬告示」という。平成24年3月29日金融庁告示第21号)における情報開示として、リスク管理の枠組みに対する銀行の報酬制度の位置付けについて、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を開示いたします。開示主体は当社単体となります。連結開示事項や持株会社開示事項はありません。

### 【報酬等に関する開示事項】

#### 1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

##### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

###### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

###### ② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

###### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

該当がございません。

###### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

当社の役職員は、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。役職員が受ける報酬等は同行の報酬制度に基づいて決定され、同行からの支給となります。当社の負担額については、同行からの請求に基づき、当社から同行へ毎月支払いを行っております。

「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。当事業年度において「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員は1名になります。

なお、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用(勤務費用)の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

###### (ウ) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

##### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

###### ① 対象役職員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の上限総額(取締役:年額120百万円以内、監査役:年額24百万円以内)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、全取締役の同意を条件に、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の役員においても、当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員でありますので、次項②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

###### ② 対象従業員等の報酬等の決定について

当社の役職員は、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。当社および同行の人事規程にて、同行から出向している役職員については、原則として同行の基準に従うものとしております。当社における従業員の報酬等は、同行の報酬制度に基づいて、決定され、支払われております。同行の当該報酬制度は、業務推進部門から独立した同行の人事部において、同行の経営方針・人事ポリシーに基づき、その制度設計・文書化がなされております。

#### 2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

##### (1) 報酬等に関する方針について

###### ① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当社における対象役職員の報酬等の決定においては、各役職の職責および担当業務において必要とされる能力に応じたものとし、説明責任、業績貢献度を適正に評価して決定しております。

役職員の報酬等は株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会が社外取締役を含む全取締役の同意を条件に社長に一任したのち、社長が決定し、監査役の監査を受けております。監査役の報酬の個人別の配分についても、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。

②「対象従業員等」の報酬等に関する方針

当社における対象従業員等の報酬の決定においては、業務計画に基づいた、具体的成果目標に対する達成の評価、業績への貢献度に応じて決定しております。定量目標だけでなく、定性目標の達成も重視し、短期的な成果のみに偏らない評価を行っております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

当期において、報酬方針につき下記の変更を実施しております。

取締役の報酬の総額（上限額）の変更  
（220 百万円→120 百万円）

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当っては、株主総会で取締役および監査役それぞれの報酬総額が決議され、個別には取締役会および社長または監査役の協議により決定される仕組みになっております。

また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当社の財務状況等を勘案のうえ、決定される仕組みになっております。

当社は、対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはなっておりません。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬 の総額				変動報酬 の総額				退職慰労金	その他
			基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	その他	基本報酬	賞与	その他				
対象役員 (除く社外役員)	6	100	88	85	3	—	7	—	7	—	3	—

(注)

- i. 当社における対象役員は、常勤取締役 4 名、常勤監査役 1 名、および当事業年度に退任した常勤監査役 1 名の計 6 名になります。
- ii. 対象役員の報酬額には、当事業年度に支払った報酬、すなわち、役員就任前の従業員としての報酬、役員退任後の従業員としての報酬を含みます。
- iii. 対象役員が従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている場合、当該賃金を対象役員の報酬に含めて算定します。
- iv. 当事業年度中の当社と新生銀行（以下、「同行」）との資金決済において、従業員時の報酬を除く常勤役員（常勤取締役、常勤監査役）の報酬総額は 100 百万円となります。また、支給人数を年間で平残すると 5.2 名となります。  
対象従業員等は、当事業年度中の当社と同行との資金決済額が常勤役員平均報酬額以上の者を対象として 1 名を選定しておりますが、報酬等は非開示といたします。
- v. 報酬の内訳に関する特記事項は以下のとおりです。
  - a. 固定報酬の総額  
株式報酬型ストックオプションには、同行が付与した、同行の過年度のストックオプションに関して、当事業年度に行使日が到来したことにより、同行から請求を受けた額 3 百万円を計上しております。
  - b. 変動報酬の総額  
賞与には、当事業年度中に支給し、同行から請求を受けた額 7 百万円を計上しております。
  - c. 退職慰労金  
当事業年度に発生したと認められ、同行から請求を受けた退職給付費用（勤務費用）の額 3 百万円を計上しております。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当する事項はございません。



# 開示項目索引

<b>I. 銀行法施行規則</b>			
<b>1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項</b>			
イ 経営の組織	2	(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		<b>貸出金等に関する指標</b>	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	1	(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	該当なし
(2) 各株主の持株数	1	(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	該当なし
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	1	(3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額	該当なし
ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社においては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名	2	(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	該当なし
ニ 会計参加設置会社においては、会計参加の氏名又は名称	該当なし	(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
ホ 営業所の名称及び所在地	1	(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
ヘ 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項		(7) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	該当なし	(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
(2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	該当なし	<b>有価証券に関する指標</b>	
ト 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項		(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。)	該当なし
(1) 当該受託者の商号、名称又は氏名	該当なし	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高	23
(2) 当該受託者が当該銀行のために法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称	該当なし	(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高	23
<b>2. 銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む。)</b>	3-5	(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
<b>3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</b>		<b>信託業務に関する指標</b>	
イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況	8-10	(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別添録第8号の7の信託財産残高表(注記事項を含む。)	20
ロ 直近の3中間事業年度及び2事業年度又は直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高	20
(1) 経常収益	8	(3) 元本補償契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高	該当なし
(2) 経常利益又は経常損失	8	(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	20
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	8	(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	20
(4) 資本金及び発行済株式の総数	8	(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高	該当なし
(5) 純資産額	8	(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	該当なし
(6) 総資産額	8	(8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	該当なし
(7) 預金残高	該当なし	(9) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高	該当なし
(8) 貸出金残高	該当なし	(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(9) 有価証券残高	8	(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	該当なし
(10) 単体自己資本比率	8	(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高	20
(11) 配当性向	8	<b>4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</b>	
(12) 従業員数	8	イ リスク管理の体制	7
(13) 信託報酬	8	ロ 法令遵守の体制	6-7
(14) 信託勘定貸出金残高	8		
(15) 信託勘定有価証券残高	8		
(16) 信託財産額	8		
ハ 直近の2中間事業年度又は2事業年度における業務の状況を示す指標			
<b>主要な業務の状況を示す指標</b>			
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	21		
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	21		
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	21		
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	21		
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	22		
(6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	22		
<b>預金に関する指標</b>			
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし		
		ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
		(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	7
		(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	該当なし
		<b>5. 銀行の直近の2中間事業年度又は2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>	
		イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書	11-19
		ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
		(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
		(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし
		(3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	該当なし
		(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	該当なし
		ハ 元本補償契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし
		ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	24-29
		ホ 次に掲げるものに関する取得価額又は簿価額、時価及び割当利益	
		(1) 有価証券	23
		(2) 金銭の信託	該当なし
		(3) 第13条の3第1項第5号に掲げる取引	該当なし
		ヘ 貸借引当金の期末残高及び期中の増減額	該当なし
		ト 貸出金債権の額	該当なし
		チ 法第20条第1項の規定により作成した書面(同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第306条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	11
		リ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
		ヌ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
		<b>6. 報酬率に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの</b>	30-31
		<b>7. 事業年度の末日(中間決算書類においては、中間事業年度の末日)において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前題に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び対応内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容</b>	該当なし
		<b>II. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則</b>	
		金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づき資産査定の対象となる債権その他の資産はありません。	
		<b>III. 銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項</b>	24-29
		ただし、中間決算等に係る説明書類においては、定量的な開示事項のみとし、定性的な開示事項を除きます。	
		<b>IV. 銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬率に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項</b>	30-31

本冊子は、銀行法第21条に基づくディスクロージャー資料(当社の業務ならびに財産の状況に関する事項を記載した説明書類)です。本資料には、経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれておりますが、それらを保証するものではありません。経営環境などの変化によりそれらは変動する可能性があることにつき、ご留意ください。本資料は国内業務に関する単体情報を掲載しております。金額に関する計数は原則として百万円単位で単位未満を切り捨て、比率に関する計数は小数点第二位未満を切り捨てのうえ表示しています。

当社は子会社等を所有していませんので、銀行法施行規則(以下「規則」という。)第19条の3に係る開示事項はありません。同様に、規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第4条及び第5条に係る開示事項はありません。そのほか当社で扱っていない取引および該当のない事項については、資料編の中で表示するほか、開示項目索引内に掲示しています。



## 新生信託銀行株式会社

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

日本橋室町野村ビル

TEL: 03-6880-6200

URL: <http://www.shinseitrust.com>